石川県道七尾輪島線		能登復興事務所	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
石川県の地域道路			構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
河原田川	七尾市		河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事
能登半島			砂防工事及び地すべり防止工事（復興法第四十九条第一項に規定する特定災害復旧等地すべり防止工事を含む。）
石川県能登半島沿岸			復興法第四十八条第一項に規定する特定災害復旧等海岸工事（港湾に係る海岸において施行されるものを除く。）
一般国道二百四十九号			災害復旧工事
一般国道四百七十号			新設及び災害復旧工事
石川県道七尾輪島線			災害復旧工事
（略）			

（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

石川県の地域道路			構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
（略）			

（略）